

## 秋田県告示第300号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

令和8年4月28日

秋田県知事 鈴木 健 太

- 1 処分をした年月日  
令和8年4月16日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号  
中央鋼建秋田株式会社  
横手市柳田12番地13  
代表取締役 本 多 悟  
秋田県知事許可（般－7）第100271号
- 3 処分の内容  
ガラス工事業及び建具工事業に係る一般建設業許可の取消し
- 4 処分の原因となった事実  
令和8年4月16日付けでガラス工事業及び建具工事業に係る廃業等の届出があった。  
このことが建設業法第29条第1項第5号に該当する。